

・ 附属書第 2（第 14 条関係）

航空機の騒音の基準

第 1 章 国際民間航空条約の附属書 16 第 1 巻第 2 章が適用される航空機

- 1－1 最大離陸重量が 8,618kg を超えるプロペラ飛行機（最大証明重量における必要滑走路長が 610m 以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）であつて、次に掲げる航空機の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。
- a その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1977 年 10 月 6 日前になされた航空機であつて、最初の耐空証明等が 1981 年 11 月 26 日以後になされたもの
- b その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1977 年 10 月 6 日前になされ、かつ、当該型式の設計について法第 13 条第 1 項の規定による設計の変更の承認又は国際民間航空条約の締約国たる外国による設計の変更の承認その他の行為（以下「設計の変更等」という。）（騒音値を 0.1EPNdB 以上増加させるものをいう。ただし、最初の型式証明等がなされた型式の設計からの騒音値の増加の累積が明らかである場合は、当該累積が 0.3EPNdB 以上となるものに限る。）の申請の受理等が 1977 年 10 月 6 日以後になされた航空機であつて、最初の耐空証明等が 1981 年 11 月 26 日前になされたもの

	側方測定点における 離陸中の騒音値	進入測定点における 着陸中の騒音値	離陸測定点における 離陸中の騒音値
最大離陸重量が 34,000kg以下の 航空機	102以下であること。	102以下であること。	93以下であること。
最大離陸重量が 34,000kgを超え 272,000kg 以下 の航空機	次の算式により得ら れる値以下であるこ と。 $\frac{2}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{W}{34000}$ +102	次の算式により得ら れる値以下であるこ と。 $\frac{2}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{W}{34000}$ +102	次の算式により得ら れる値以下であるこ と。 $\frac{5}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{W}{34000}$ +93
最大離陸重量が 272,000kg を 超 える航空機	108以下であること。	108以下であること。	108以下であること。
備考 1 航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものであり、単位はEPNdBとする。 2 側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から650mの距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最大の騒音値が得られる点をいう。			

- 3 進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に2,000mの距離にある点をいう。
- 4 離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に6,500mの距離にある点をいう。
- 5 Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。

- 1－2 側方測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか1又は2の測定点における騒音値が1－1の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、1－1の基準にかかわらず、当該航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。
- a その超える騒音値の当該超える部分がいずれも 3EPNdB 以下であること。
 - b その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が 4EPNdB 以下であること。
 - c それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が 1－1 の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

第2章 国際民間航空条約の附属書 16 第1巻第3章が適用される航空機

- 2－1 次に掲げる航空機（最大証明重量における必要滑走路長が 610m 以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。
- a ターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2006 年 1 月 1 日前になされたもの
 - b 最大離陸重量が 8,618kg を超えるプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1985 年 1 月 1 日以後 2006 年 1 月 1 日前になされたもの

	側方測定点における 離陸中の騒音値	進入測定点における 着陸中の騒音値	離陸測定点における 離陸中の騒音値
最大離陸重量が 35,000kg 以下の 航空機	94以下であること。	98以下であること。	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が89以下である場合は、89以下であること。
最大離陸重量が 35,000kgを超え 280,000kg 以下の 航空機	次の算式により得られる値以下であること。	次の算式により得られる値以下であること。	$A - \frac{4}{\log_{10} 2}$ $\times \log_{10} \frac{385000}{W}$

	$\frac{9}{\log_{10} \frac{80}{7}}$ $\times \log_{10} \frac{W}{35000} + 94$	$\frac{7}{3\log_{10} 2}$ $\times \log_{10} \frac{W}{35000} + 98$	
最大離陸重量が 280,000kg を 超 え 385,000kg 以 下の航空機		105以下であるこ と。	
最大離陸重量が 385,000kg を 超 え 400,000kg 以 下の航空機			A以下であること。
最大離陸重量が 400,000kg を 超 える航空機	103 以下であるこ と。		
備考 1 航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものとし、単位はEPNdBとする。 2 側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から450mの距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最大の騒音値が得られる点をいう。ただし、プロペラ飛行機については、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で、最大出力で離陸中の航空機の直下650mの点とする。 3 進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に2,000mの距離にある点をいう。 4 離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に6,500mの距離にある点をいう。 5 Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。 6 Aは、当該航空機の発動機の数、2基以下の場合にあつては101、3基の場合にあつては104、4基以上の場合にあつては106とする。			

- 2－2 側方測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか1又は2の測定点における騒音値が2－1の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、2－1の基準にかかわらず、当該航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。
- a その超える騒音値の当該超える部分がいずれも2EPNdB以下であること。
 - b その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が3EPNdB以下であること。
 - c それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が2－1の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

第2章の2 国際民間航空条約の附属書16 第1巻第4章が適用される航空機

2の2-1 次に掲げる航空機（最大証明重量における必要滑走路長が610m以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ2-1の表に定めるとおりとする。

- a 最大離陸重量が55,000kg以上のターボジェット若しくはターボファン発動機を装備する飛行機又はプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2006年1月1日以後2017年12月31日前になされたもの
- b 最大離陸重量が55,000kg未満のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2006年1月1日以後2020年12月31日前になされたもの
- c 最大離陸重量が8,618kgを超え55,000kg未満のプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2006年1月1日以後2020年12月31日前になされたもの

2の2-2 2の2-1に掲げる航空機は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- a 側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値と2-1の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が10EPNdB以上であること。
- b 側方測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれの2の測定点における騒音値と2-1の表の備考の欄のそれぞれに対応する2の測定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が2EPNdB以上であること。

2の2-3 2-1又は3-1に掲げる航空機であつて2の2-1の適用を受けようとするものにあつては、2の2-2の基準に適合しなければならない。

第3章 国際民間航空条約の附属書16 第1巻第5章が適用される航空機

3-1 最大離陸重量が8,618kgを超えるプロペラ飛行機（最大証明重量における必要滑走路長が610m以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が1977年10月6日以後1985年1月1日前になされたものの騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

	側方測定点における 離陸中の騒音値	進入測定点における 着陸中の騒音値	離陸測定点における 離陸中の騒音値
最大離陸重量が 34,000kg以下の 航空機	96以下であること。	98以下であること。	89以下であること。
最大離陸重量が 34,000kgを超える 航空機	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が103を超える場合は、103以下であること。	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が105を超える場合は、105以下であること。	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が106を超える場合は、106以下であること。

	$96 + \frac{2}{\log_{10} 2}$ $\times \log_{10} \frac{W}{34000}$	$98 + \frac{2}{\log_{10} 2}$ $\times \log_{10} \frac{W}{34000}$	$89 + \frac{5}{\log_{10} 2}$ $\times \log_{10} \frac{W}{34000}$
備考 1 航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定されたものとし、単位はEPNdBとする。 2 側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から 450m の距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最大の騒音値が得られる点をいう。 3 進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に 2,000mの距離にある点をいう。 4 離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に 6,500m の距離にある点をいう。 5 Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。			

- 3－2 側方測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか1又は2の測定点における騒音値が3－1の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、3－1の基準にかかわらず、当該航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。
- その超える騒音値の当該超える部分がいずれも2EPNdB以下であること。
 - その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が3EPNdB以下であること。
 - それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が3－1の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

第4章 国際民間航空条約の附属書 16 第1巻第6章が適用される航空機

- 4－1 最大離陸重量が8,618kg以下のプロペラ飛行機又は動力滑空機（曲技用、農業用及び消防用の航空機を除く。）であつて、次に掲げる航空機の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。
- その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が1975年1月1日以後1988年11月17日前になされた航空機。ただし、当該型式の設計について設計の変更等（騒音値を0.1dB(A)以上増加させるものをいう。ただし、最初の型式証明等がなされた型式の設計からの騒音値の増加の累積が明らかである場合は、当該累積が0.3dB(A)以上となるものに限る。以下本章及び第6章において同じ。）がなされている場合は、その申請の受理等が1988年11月17日前になされた航空機に限る。
 - その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が1975年1月1日以後1988年11月17日前になされ、かつ、当該型式の設計について設計の変更等の申請の受理等が1988年11月17日以後1993年11月17日前になされた航空機であつて、6－1の表の騒音の基準に適合しないもの
 - その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が1988年11月17日以後1993年11月17日前になされた航空機であつて、6－1の表の騒音の基準に適合しないもの。ただし、当該型式の設計について設計の変更等がなされている場合には、その申請の受理等が1993年11月17日前になされた航空機に限る。

- d その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1975 年 1 月 1 日前になされた航空機であつて、最初の耐空証明等が 1980 年 1 月 1 日以後になされたもの

	測定点における水平飛行中の騒音値
最大離陸重量が 600kg 以下の航空機	68 以下であること。
最大離陸重量が 600kg を超え 1,500kg 以下の航空機	次の算式により得られる値以下であること。 $68 + \frac{1}{75}(W - 600)$
最大離陸重量が 1,500kg を超える航空機	80 以下であること。
備考	
1 航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定されたものとし、単位は dB(A) とする。	
2 W は、当該航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。	

第 5 章 国際民間航空条約の附属書 16 第 1 巻第 8 章が適用される航空機

5-1 回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機並びに第 7 章の 2 の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、次に掲げる回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表（最大離陸重量が 3,175kg 以下の回転翼航空機にあつては、次の表又は 7-1 の表）に定めるとおりとする。

- a その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1985 年 1 月 1 日以後 2002 年 3 月 21 日前になされた回転翼航空機
- b その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2002 年 3 月 21 日前になされた回転翼航空機であつて、当該型式の設計について、設計の変更等（騒音値を 0.3EPNdB 以上増加させるものに限る。）の申請の受理等が 1988 年 11 月 17 日以後になされたもの

	上空通過測定点における通過中の騒音値	進入測定点における着陸中の騒音値	離陸測定点における離陸中の騒音値
最大離陸重量が 80,000kg 以下の回転翼航空機	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が 88 以下である場合は、88 以下であること。	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が 90 以下である場合は、90 以下であること。	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が 89 以下である場合は、89 以下であること。

	$108 - \frac{3}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{80000}{W}$	$110 - \frac{3}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{80000}{W}$	$109 - \frac{3}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{80000}{W}$
最大離陸重量が 80,000kg を超える回転翼航空機	108 以下であること。	110 以下であること。	109 以下であること。
備考 1 回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定されたものとし、単位は EPNdB とする。 2 上空通過測定点とは、通過中の回転翼航空機の直下 150m の地上の点及び当該点を通る通過経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側 150m の距離にある地上の 2 点をいう。 3 進入測定点とは、着陸中の回転翼航空機の直下 120m の地上の点及び当該点を通る進入経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側 150m の距離にある地上の 2 点をいう。 4 離陸測定点とは、離陸中の回転翼航空機の直下の地上の点であつて上昇飛行への転移点の直下の地上の点から離陸経路の方向へ 500m の距離にある点及び当該点を通る離陸経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側 150m の距離にある地上の 2 点をいう。 5 Wは、当該回転翼航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。			

5－2 上空通過測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか 1 又は 2 の測定点における騒音値が 5－1 の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、5－1 の基準にかかわらず、当該回転翼航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。

- a その超える騒音値の当該超える部分がいずれも 3 EPNdB 以下であること。
- b その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が 4 EPNdB 以下であること。
- c それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が 5－1 の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

5－3 回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機並びに第 7 章の 2 の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2002 年 3 月 21 日以後になされた回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表（最大離陸重量が 3,175kg 以下の回転翼航空機にあつては、次の表又は 7－2 の表）に定めるとおりとする。

	上空通過測定点における通過中の騒音値	進入測定点における着陸中の騒音値	離陸測定点における離陸中の騒音値
最大離陸重量が 80,000kg 以下の回転翼航空機	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値

	が 84 以下である場合は、84 以下であること。 $104 - \frac{3}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{80000}{W}$	が 89 以下である場合は、89 以下であること。 $109 - \frac{3}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{80000}{W}$	が 86 以下である場合は、86 以下であること。 $106 - \frac{3}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{80000}{W}$
最大離陸重量が 80,000kg を超える回転翼航空機	104 以下であること。	109 以下であること。	106 以下であること。
備考 1 回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定されたものとし、単位は EPNdB とする。 2 上空通過測定点とは、通過中の回転翼航空機の直下 150m の地上の点及び当該点を通る通過経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側 150m の距離にある地上の 2 点をいう。 3 進入測定点とは、着陸中の回転翼航空機の直下 120m の地上の点及び当該点を通る進入経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側 150m の距離にある地上の 2 点をいう。 4 離陸測定点とは、離陸中の回転翼航空機の直下の地上の点であつて上昇飛行への転移点の直下の地上の点から離陸経路の方向へ 500m の距離にある点及び当該点を通る離陸経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側 150m の距離にある地上の 2 点をいう。 5 Wは、当該回転翼航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。			

- 5－4 上空通過測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか 1 又は 2 の測定点における騒音値が 5－3 の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、5－3 の基準にかかわらず、当該回転翼航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。
- その超える騒音値の当該超える部分がいずれも 3 EPNdB 以下であること。
 - その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が 4 EPNdB 以下であること。
 - それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が 5－3 の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

第 6 章 国際民間航空条約の附属書 16 第 1 巻第 10 章が適用される航空機

- 6－1 最大離陸重量が 8,618kg 以下のプロペラ飛行機又は動力滑空機（曲技用、農業用及び消防用の航空機並びに巡航時にのみ動力を使用する動力滑空機を除く。）であつて、次に掲げる航空機の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。
- その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1975 年 1 月 1 日以後 1988 年 11 月 17 日前になされた航空機であつて、当該型式の設計について設計の変更等の申請の受理等が 1988 年 11 月 17 日以後 1999 年 11 月 4 日前になされたもの

- b その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1988 年 11 月 17 日以後 1999 年 11 月 4 日前になされた航空機。ただし、当該型式の設計について設計の変更等がなされている場合には、その申請の受理等が 1999 年 11 月 4 日前になされた航空機に限る。
- c その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1975 年 1 月 1 日以後 1999 年 11 月 4 日前になされた航空機であつて、当該型式の設計について設計の変更等の申請の受理等が 1999 年 11 月 4 日以後になされたもの（単発の水上飛行機及び水陸両用飛行機並びに多発機に限る。）
- d その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1999 年 11 月 4 日以後になされた航空機（単発の水上飛行機及び水陸両用飛行機並びに多発機に限る。）
- e その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1975 年 1 月 1 日以後 1999 年 11 月 4 日前になされ、かつ、当該型式の設計について設計の変更等の申請の受理等が 1999 年 11 月 4 日以後 2004 年 11 月 4 日前になされた航空機であつて、6－2 の表の騒音の基準に適合しないもの（単発の水上飛行機及び水陸両用飛行機並びに多発機を除く。）

	離陸測定点における離陸中の騒音値
最大離陸重量が 600kg 以下の航空機	76 以下であること。
最大離陸重量が 600kg を超え 1,400kg 以下の航空機	次の算式により得られる値以下であること。 $76 + \frac{12}{\log_{10} 3} \times \log_{10} \frac{W}{600}$
最大離陸重量が 1,400kg を超える航空機	88 以下であること。
備考 1 航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定されたものとし、単位は dB(A) とする。 2 離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に 2,500m の距離にある点をいう。 3 Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。	

6－2 最大離陸重量が 8,618kg 以下の単発のプロペラ飛行機又は動力滑空機（曲技用、農業用及び消防用の航空機、水上飛行機及び水陸両用飛行機並びに巡航時にのみ動力を使用する動力滑空機を除く。）であつて、次に掲げる航空機の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

- a その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1975 年 1 月 1 日以後 1999 年 11 月 4 日前になされた航空機であつて、当該型式の設計について設計の変更等の申請の受理等が 1999 年 11 月 4 日以後になされたもの
- b その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1999 年 11 月 4 日以後になされた航空機

	離陸測定点における離陸中の騒音値
最大離陸重量が 570kg 以下の航空機	70 以下であること。
最大離陸重量が 570kg を超え 1,500kg 以下の航空機	次の算式により得られる値以下であること。 $70 + \frac{15}{\log_{10} \frac{50}{19}} \times \log_{10} \frac{W}{570}$
最大離陸重量が 1,500kg を超える航空機	85 以下であること。
備考 1 航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定されたものとし、単位は dB(A) とする。 2 離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に 2,500m の距離にある点をいう。 3 Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。	

第 7 章 国際民間航空条約の附属書 16 第 1 巻第 11 章が適用される航空機

7－1 最大離陸重量が 3,175kg 以下の回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機並びに第 5 章及び第 7 章の 2 の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、次に掲げる回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

- a その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 1993 年 11 月 11 日以後 2002 年 3 月 21 日前になされた回転翼航空機
- b その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2002 年 3 月 21 日前になされた回転翼航空機であつて、当該型式の設計について設計の変更等（騒音値を 0.3dB(A) 以上増加させるものに限る。）の申請の受理等が 1993 年 11 月 11 日以後になされたもの

	上空通過測定点における通過中の騒音値
最大離陸重量が 788kg 以下の回転翼航空機	82 以下であること。
	次の算式により得られる値以下であること。

最大離陸重量が 788kg を超える回転翼航空機	$82 + \frac{3}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{W}{788}$
備考 1 回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定されたものとし、単位は dB(A) とする。 2 上空通過測定点とは、通過中の回転翼航空機の直下 150m の地上の点をいう。 3 Wは、当該回転翼航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。	

7－2 最大離陸重量が 3,175kg 以下の回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機並びに第 5 章及び第 7 章の 2 の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2002 年 3 月 21 日以後になされたものの騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

	上空通過測定点における通過中の騒音値
最大離陸重量が 1,417kg 以下の回転翼航空機	82 以下であること。
最大離陸重量が 1,417kg を超える回転翼航空機	次の算式により得られる値以下であること。 $82 + \frac{3}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{W}{1417}$
備考 1 回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定されたものとし、単位は dB(A) とする。 2 上空通過測定点とは、通過中の回転翼航空機の直下 150m の地上の点をいう。 3 Wは、当該回転翼航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。	

第 7 章の 2 国際民間航空条約の附属書 16 第 1 巻第 13 章が適用される航空機

7 の 2－1 回転翼の軸の機軸に対する角度を変更することができる回転翼航空機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2018 年 1 月 1 日以後になされたものの騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

	上空通過測定点における通過中の騒音値	進入測定点における着陸中の騒音値	離陸測定点における離陸中の騒音値
最大離陸重量が 80,000kg 以下の回転翼航空機	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が 88 以下である場合	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が 90 以下である場合	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が 89 以下である場合

	は、88 以下であること。 $108 - \frac{3}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{80000}{W}$	は、90 以下であること。 $110 - \frac{3}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{80000}{W}$	は、89 以下であること。 $109 - \frac{3}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{80000}{W}$
最大離陸重量が 80,000kg を超える回転翼航空機	108 以下であること。	110 以下であること。	109 以下であること。

備考

- 1 回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定されたものとし、単位は EPNdB とする。
- 2 上空通過測定点とは、通過中の回転翼航空機の直下 150m の地上の点及び当該点を通る通過経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側 150m の距離にある地上の 2 点をいう。
- 3 進入測定点とは、着陸中の回転翼航空機の直下 120m の地上の点及び当該点を通る進入経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側 150m の距離にある地上の 2 点をいう。
- 4 離陸測定点とは、離陸中の回転翼航空機の直下の地上の点であつて上昇飛行への転移点の直下の地上の点から離陸経路の方向へ 500m の距離にある点及び当該点を通る離陸経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側 150m の距離にある地上の 2 点をいう。
- 5 Wは、当該回転翼航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。

7 の 2－2 上空通過測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか 1 又は 2 の測定点における騒音値が 7 の 2－1 の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、7 の 2－1 の基準にかかわらず、当該回転翼航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。

- a その超える騒音値の当該超える部分がいずれも 3 EPNdB 以下であること。
- b その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が 4 EPNdB 以下であること。
- c それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が 7 の 2－1 の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

第 8 章 国際民間航空条約の附属書 16 第 1 巻第 14 章が適用される航空機

8－1 次に掲げる航空機（最大証明重量における必要滑走路長が 610m 以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

- a 最大離陸重量が 55,000kg 以上のターボジェット若しくはターボファン発動機を装備する飛行機又はプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2017 年 12 月 31 日以後になされたもの
- b 最大離陸重量が 55,000kg 未満のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2020 年 12 月 31 日以後になされたもの

- c 最大離陸重量が 8,618kg を超え 55,000kg 未満のプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2020 年 12 月 31 日以後になされたもの

	側方測定点における 離陸中の騒音値	進入測定点における 着陸中の騒音値	離陸測定点における 離陸中の騒音値
最大離陸重量が 2,000kg以下の 航空機	88.6以下であるこ と。	93.1以下であるこ と。	80.6以下であるこ と。
最大離陸重量が 2,000kgを超え 8,618kg以下の 航空機	次の算式により得ら れる値以下であるこ と。 $\frac{27}{5\log_{10}\frac{4309}{1000}\frac{W}{2000}} + 88.6$	次の算式により得ら れる値以下であるこ と。 $\frac{49}{10\log_{10}\frac{4309}{1000}\frac{W}{2000}} + 93.1$	次の算式により得ら れる値以下であるこ と。 $89 - \frac{4}{\log_{10}2} \times \log_{10}\frac{8618}{W}$
最大離陸重量が 8,618kg を 超 え 35,000kg 以下 の航空機	94以下であること。	98以下であること。	次の算式により得ら れる値以下であるこ と。ただし、この値 が89以下である場合 は、89以下であるこ と。
最大離陸重量が 35,000kgを超え 280,000kg 以 下 の航空機	次の算式により得ら れる値以下であるこ と。 $\frac{9}{\log_{10}\frac{80}{7}} \times \log_{10}\frac{W}{35000} + 94$	次の算式により得ら れる値以下であるこ と。 $\frac{7}{3\log_{10}2} \times \log_{10}\frac{W}{35000} + 98$	$A - \frac{4}{\log_{10}2} \times \log_{10}\frac{385000}{W}$
最大離陸重量が 280,000kg を 超 え 385,000kg 以 下 の航空機		105以下であるこ と。	

最大離陸重量が 385,000kg を 超 え 400,000kg 以 下の航空機		A以下であること。
最大離陸重量が 400,000kg を 超 える航空機	103 以下であるこ と。	
備考		
1 航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものとし、単位はEPNdBとする。 2 側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から450mの距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最大の騒音値が得られる点をいう。ただし、プロペラ飛行機については、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で、最大出力で離陸中の航空機の直下650mの点とする。 3 進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に2,000mの距離にある点をいう。 4 離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に6,500mの距離にある点をいう。 5 Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。 6 Aは、当該航空機の発動機の数が、2基以下の場合にあつては101、3基の場合にあつては104、4基以上の場合にあつては106とする。		

8－2 8－1に掲げる航空機は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- a 側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値と8－1の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が17EPNdB以上であること。
- b 側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値と8－1の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差がいずれも1EPNdB以上であること。

8－3 2－1、2の2－1又は3－1に掲げる航空機であつて8－1の適用を受けようとするものにあつては、8－2の基準に適合しなければならない。